

一般社団法人 不動産経営イノベーション協会 会員規約

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人不動産経営イノベーション協会（以下、協会）の会員について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第2条 本規則の会員の定義は以下の通りとする。

- 1 「正会員」とは、宅地建物取引業の免許を持っていて、経営力の向上を目指す志がある法人又は個人事業主のことを言う。
- 2 「準会員」とは、宅地建物取引業者の従業員又は賃貸不動産オーナーで、高い向上心を持つ個人のことを言う。
- 3 「賛助会員」とは、正会員、準会員に対して商品・サービスを提供する法人・個人又は士業のことを言う。

(入会手続き)

第3条 入会申込者は所定の入会申込書に必要な事項を記入し協会に提出する。

- 2 協会は審査後、その結果を入会申込者に書面をもって連絡する。その際に会費等の支払い方法について指定する。
- 3 前項の書面は電子メール・及びその添付ファイルでも可とする。
- 4 入会申込者は期日までに会費等を協会に支払い、協会の受領通知をもって入会とする。

(会員の権利)

第4条 会員は別途定める会員サービス（協会ホームページで告知されているサービスを含む）を受けることができる。

(サービスの中断・中止)

第5条 協会は、以下の事項に該当する場合、会員サービスの運営を一時中断できるものとする。

1. システムメンテナンス等によりシステムを休止する場合。
2. 地震や災害等の不可抗力によりサービス提供が困難となった場合。
3. その他、協会がサービスの提供が技術的・物理的に困難と判断した場合

(会員種別と会費等)

第6条 会員はその種別により、以下の会費を協会に納入しなければならない。（以下、税込）

種別	入会金	月会費
正会員	20,000円	10,000円
準会員	10,000円	5,000円
賛助会員	20,000円	10,000円

- 2 1年分の月会費を一括払いする場合は、所定の割引を受けることができる。
(正会員・賛助会員 年一括払い100,000円、準会員 年一括払い50,000円)

(会員資格の更新)

第7条 会員は前条に定める月会費等を納入することで会員資格を更新することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は第6条に定める会費等を納めなかった場合は即時退会の扱いとなり、一切の会員サービスを受けることができない。

(届出)

第9条 会員は、入会申込書に記載した事項（商号、屋号、事業内容、連絡先など）に変更が生じた場合は速やかに協会に届出なければならない。

(禁止事項)

第10条 会員は、法令または公序良俗に違反する行為、もしくは協会の運営を妨害する行為をしてはならない。

- 2 会員は、他の会員の業務の妨害、名誉を傷つける行為を行ってはならない。
- 3 会員の問題のある行為が発覚した場合、協会は直ちに当該会員を除名することができる。

(個人情報・機密情報の保持)

第11条 会員は、協会から提供された事業者情報、個人情報、及び他の会員から提供された情報のうち、個人情報や機密事項に該当する情報を入会期間後ももとより、退会後も第三者へ漏洩してはならない。

第12条 会員は、協会が会員へサービスを提供するために業務を委託する事業者に対して、会員の個人情報を開示する場合があることを承認しなければならない。

(退会および)

第13条 会員は別に定める所定の退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、協会は先に納入された会費等の返金は原則しないものとする。

(知的財産権)

第14条 会員は、協会が提供するサービスに含まれる協会所有の知的財産権（著作権、商標権、意匠権など）を、協会の許可なく複製、再利用することはできない。

- 2 会員が、協会所有の知的財産権の利用について、会員サービスの範囲を超えて利用する場合、会員は別に定める所定の手続きをもって協会の承認を請求することができる。

(反社会的勢力の排除)

第15条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと、及び入会後において暴力団員にならないことを確約しなければならない。

- 2 協会は、会員が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして除名することができる。

(合意管轄裁判所)

第16条 協会と会員間において争議が起り、訴訟の必要が生じた場合は東京地方（簡易）裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

(規則の変更)

第17条 この規則は、協会が別途定める理事会の決議によって変更することができる。

- 2 協会は規則の変更が生じた場合、会員に通知し、必要な期間を設けた後に、その変更の効力を発することができる。
- 3 前項の必要な期間とは、規則変更の通知が発せられた日の翌月末までを原則とする。

付則

(会員規則の発行)

第1条 この規則は、平成30年1月1日から効力を発する。

一般社団法人 不動産経営イノベーション協会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 6 第一原嶋ビル 703 ニコニコ・オーナーズ・スクエア内

TEL:03-3527-9896 FAX:03-6683-2545

http://fki.or.jp Mail: info@fki.or.jp